

子育て支援センターにしあかし・子育て支援センターうおずみ 運營業務委託団体募集要項

明石市では、子育て支援センターを市内に5か所設置して、地域社会全体で子育てを支援する基盤づくりと、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。

子育て家庭のニーズに沿ったきめ細かなサービスの提供や、地域のつながりがより深まるように、子育て支援に取り組む市民団体に運營業務を委託しているところです。

この度、西明石地区、魚住地区において市とともに子育て支援センターの運営を行っていただける団体を募集します。

1 委託する業務名

- (1) 子育て支援センターにしあかし運營業務
- (2) 子育て支援センターうおずみ運營業務

2 業務の内容

別紙「子育て支援センターにしあかし・子育て支援センターうおずみ運營業務委託仕様書」のとおりです。なお、事業計画書による提案の内容を基に協議の上、仕様書を決定します。

※「明石市子育て支援センター事業実施要綱」で定める基準に従って事業を実施してください。

(実施場所、実施日等を除く)

3 募集対象地域

- (1) 西明石地区・・・1団体
- (2) 魚住地区・・・・・・1団体

なお、2地区合わせて申し込むことはできますが、必ず上記地区ごとにそれぞれ子育て支援センターを開設することとなります。

4 業務の実施場所

募集対象地域ごとに1か所、子育て支援センターを開設していただきます。加えて、子育て支援センター及びこども夢文庫等の子育て親子の居場所が少ない地域の施設2か所において、出張プレイルームをそれぞれ月1回以上、開催することとします。

5 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

ただし、委託業務の実績が良好と認められるときは、3年を超えない範囲で更新を予定していますが、契約については1年度ごとに行ないません。ただし、各年度の予算が成立しない場合は契約を行わないものとします。

※原則として、令和6年4月1日から開設することとしますが、やむを得ず準備期間が必要な場合は、協議の上、変更する場合があります。

6 開所日時等

子育て支援センターは、原則として、週5日以上、かつ、1日7時間以上開所すること。

出張プレイルームは、原則として、1箇所につき、毎月1回1時間45分以上開設すること。
なお、開設日及び開設時間については、子育て親子のニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮のうえ、事業計画書で提案してください。

7 委託料

(1) 運営経費として西明石地区は年間9,000,000円、魚住地区は年間8,000,000円（それぞれ令和6年4月から令和7年3月まで実施の場合）を上限として、収支予算書で提案して下さい。

なお、新たに施設を開設する場合（拡張、改築、改修等は不可）には、運営費とは別に開設準備経費として180万円（初年度のみ）が上限として、加算されます。必要な場合には、収支予算書で提案してください。ただし、この場合運営費とは別にしてください。

支払いについては部分払い（3回以内）とし、支払い時期や金額等は契約書で定めます。

(2) 委託料に含まれるもの

ア 運営費

- ① 人件費（職員報酬及び活動旅費）
- ② 報償費（講座等の講師・託児等の謝金など）
- ③ 需用費（事務用品費、印刷費、光熱水費、修繕費など）
- ④ 役務費（通信費、事業保険料など）
- ⑤ 使用料及び賃借料（施設貸借料、施設使用料、コピー機使用料など）

イ 開設準備経費

- ① 改修費等（施設改修費等）
- ② 使用料及び賃借料（礼金及び賃借料（開設前月分））

※ 子育て支援センターの利用料は無料とします。ただし、実施する講習会の材料費などを適正な価格で利用者に対し、負担を求めることは認めます。

※ その他、仕様書に定めるとおりです。

8 応募資格

- (1) 明石市内に活動拠点を持つ団体で、規約を持ち、責任者が明確で、独立した明確な経理を行っているなど、委託契約が可能な団体であること。（法人格の有無は問わない。）
- (2) 事業の目的を理解し、明石市が仕様書に定める条件等を確保できる団体であること。
- (3) 事業を実施できる体制が整備され、保育士の資格、幼稚園教諭又は保健師の免許を有する者（以下「保育士等」という。）を常時2名以上配置し、業務を行えること。
- (4) 団体の活動実績（法人格を取得する前の活動実績を含む。）が3年以上あり、子どもを主体とする事業を既に実施していること。
- (5) 営利を目的とした団体でないこと。
- (6) 宗教団体又は政治団体でないこと。

9 利用者支援事業の実施

魚住地区については、子育て支援センターの開設場所で、国が定める「利用者支援事業実施要綱」に基づき、明石市が実施する「利用者支援事業（基本型）」を本運営業務に合わせて業務委託により実施しますので、本業務委託を受託希望の場合には、合わせて「利用者支援事業」

を実施可能な団体であることが必要です。なお、利用者支援事業については、本業務委託と別途契約することとなります。

10 欠格事項

次のいずれかの要件に該当する場合は、選考審査の対象から除外します。

- (1) 申請者及び申請者の代理人又はそれ以外の関係者が、選定に対する不当な要求を行った場合、若しくは選定委員会委員に個別に接触した場合。
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合。
- (3) 提出期限までに所定の書類が整わなかった場合。
- (4) 申請書類提出後に事業計画の内容を変更した場合。
- (5) 指定された面接審査の日時に遅参又は欠席した場合。
- (6) この要項に違反、又は著しく逸脱したとき。
- (7) 申請者及びその関係者が、暴力団及び暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者である場合
- (8) その他不正行為があったとき。

11 募集要項の配布

- (1) 配布期間 令和5年7月3日(月)～令和5年8月2日(水)
午前9時～午後5時30分(ただし、あかしこども広場の休館日は除く。)

(2) 配付書類

- | | |
|---|----|
| ① 募集要項 | 1部 |
| ② 明石市子育て支援センター事業実施要綱 | 1部 |
| ③ 子育て支援センターにしあかし・子育て支援センターうおずみ
運營業務委託仕様書 | 1部 |
| ④ 質問票 | 1部 |
| ⑤ 申請書類 | 1式 |
| 子育て支援センターにしあかし運營業務受託申請書(様式第1-1号) | |
| 子育て支援センターにしあかし事業計画書(様式第2-1号) | |
| 子育て支援センターにしあかし収支予算書(様式第3-1号) | |
| 子育て支援センターうおずみ運營業務受託申請書(様式第1-2号) | |
| 子育て支援センターうおずみ事業計画書(様式第2-2号) | |
| 子育て支援センターうおずみ収支予算書(様式第3-2号) | |

- (3) 配付場所 明石市こども局子育て支援室子育て支援課
〒673-0891 明石市大明石町1丁目6番1号 パピオスあかし5階
電話 078-918-5597 / FAX 078-918-6191
※ 明石市ホームページからもダウンロードすることができます。

12 質問受付及び回答

- (1) 質問の受付 令和5年7月3日(月)～7月14日(金) 午後5時30分まで
- (2) 提出方法 別添の質問票に、質問内容を簡潔にまとめて、FAX(078-918-6191)又は、メール(kosodatesien@city.akashi.lg.jp)により送信してください。口

頭又は電話による問合せには応じないものとします。

<質問送付先> 明石市子ども局子育て支援室子育て支援課

- (3) 回答 7月20日(木)に市ホームページにおいて公表します。(質問者の個人情報
は公表しません。)

13 申請方法

次の方法により、提出書類を提出してください。

- (1) 提出期間 令和5年7月20日(木)～令和5年8月2日(水)
午前9時～午後5時30分(ただし、あかし子ども広場の休館日は除く。)
- (2) 提出場所 明石市子ども局子育て支援室子育て支援課
〒673-0891 明石市大明石町1丁目6番1号 パピオスあかし5階
電話 078-918-5597 / FAX 078-918-6191
- (3) 提出方法 直接、提出場所に持参してください。(郵送は不可)
なお、駐車場はありますが、有料となります。
- (4) 提出部数及び費用の負担について
 - ① 提出部数 各1部
 - ② 費用の負担 申請に要する費用は、すべて申請者の負担とします。
- (5) 提出書類
 - ① 申請書類(様式第1～第3号)
 - ② 定款、規約又は会則
 - ③ 令和3年度・令和4年度の事業報告書及び収支決算書
 - ④ 令和5年度の事業計画書及び収支予算書
 - ⑤ 過去3年間の活動経歴(新聞の切り抜きや定期刊行物があれば添付)
 - ⑥ 役員及び社員名簿又は会員名簿
 - ⑦ 運営予定施設の平面図
 - ⑧ 運営予定施設が借家である場合は、その賃貸借契約書の写し
 - ⑨ 緊急時連絡体制(地震・火災)

※ 申請時に運営場所の賃貸借契約が成立していなくても構いませんが、運営団体として決定したときには、速やかに契約を締結し、賃貸借契約書の写しを提出してください。
- (6) その他
「子育て支援センターにしあかし」「子育て支援センターうおずみ」の各々で申請が必要となります。

14 審査について

(1) 審査方法

提出された申請書類で応募資格の審査を行い、資格があると認められた団体は選考委員会へ出席していただき、書類審査及び面接審査(令和5年8月28日午後を予定)を経て、選考委員会で総合的に判断します。

面接審査については、申請団体からの事業計画書に基づいて、支援センター事業の運営について、プレゼンテーションを行っていただきます。

なお、面接審査については、その対象者には、面接日時及び場所等を後日連絡します。

(2) 審査基準

- ① 子育て支援センター事業の趣旨について十分理解していること。
- ② 事業運営について適切な事業提案を行っていること。
- ③ 団体の体制が十分で、かつ、事業を継続的に運営できること。
- ④ 乳幼児の養育者のニーズを適切に把握、理解していること。
- ⑤ 子育て支援センター事業を実施することで、養育者の育児不安等の解消、育児力の向上を効果的に図ることができること。
- ⑥ 地域において子育て支援活動を行う者との交流・連携を図ること。
- ⑦ 地域での子育て支援の取り組みを効果的に行うこと。
- ⑧ 子育て支援センター事業を実施するのに適切な施設で運営し、適切な緊急時連絡体制がとられていること。
- ⑨ 事業運営にあたって、明石市との協働、連携、協力ができる団体であること。
- ⑩ 価格が適正であること。

(3) 選定結果

応募された団体に、文書にて選定結果を通知いたします。

15 契約の締結

募集地区ごとに選定された団体は、市と実施内容について協議の後、見積書の提出を行い、契約の締結を行います。

16 その他

(1) 関係法令の遵守

業務の遂行にあたっては、法律や市の条例等の関連法規を遵守してください。

(2) 保険の扱い

補償保険等、必要な保険については、業務を受託する団体において加入するものとします。

(3) 履行保証

業務を受託する団体は、契約締結時に、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付していただきます。

ただし、明石市契約規則（平成5年規則第10号）第25条第1項各号に該当するときは、免除する場合があります。

なお、契約保証金を納めた場合は、同第26条により委託業務完了後に還付します。

(4) 第三者への委託

委託業務の全部又は一部の実施を、第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。

(5) 個人情報保護について

業務を行うにあたり、知り得た個人情報の取り扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に行うものとします。

(6) 提出書類等の取り扱いについて

提出された書類は、明石市子育て支援センター運営業務委託団体選定以外の目的には使用いたしません。

(7) 暴力団排除に関する誓約書の提出について

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、受託決定者

は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

お問い合わせ先 明石市こども局子育て支援室子育て支援課
〒673-0891
明石市大明石町1丁目6番1号 パピオスあかし5階
電話 078-918-5597 / FAX 078-918-6191